

令和3年6月18日

施設管理課

6月21日（月）からの施設の貸館について

岐阜県に発令されたまん延防止等重点措置の一部が、6月20日（日）に解除されます。それによる大垣市の方針を受け、当連盟が管理する体育施設等の貸館業務は、次のとおりとします。

1. 利用期日

令和3年6月21日（月）から

2. 利用条件

<変更となる内容>

20時以降も利用が可能になります。

※大垣市総合体育館トレーニング室は20時30分まで、武道館トレーニングセンターは20時まで

<引き続き継続する対応>

- ・人数制限は定員の2分の1以内とします。
- ・競技別ガイドライン等に沿って感染防止を行ってください。
- ・原則マスクを着用し、手指消毒を行ってください。
- ・ソーシャルディスタンスを厳守してください。
- ・頻繁に換気を行ってください。（1時間につき10分程度）
- ・利用団体の代表者は、参加者全員の連絡先を把握してください。
- ・更衣室は、原則使用不可とします。
- ・使用した器具、道具など使用後に消毒してください。
（消毒液、雑巾、手袋等は原則利用団体が準備してください。）
- ・チェック表を作成してください。
（施設管理者が提出をお願いすることがあります。）
- ・利用条件が守れない場合は、利用をお断りすることがあります。

3. その他

- ・各施設のロビー等の休憩所などは「密集」を避ける対応をとります。

当連盟は、「大垣市内体育施設貸館業務の再開にかかる新型コロナウイルス感染症防止対策マニュアル」に基づき、収容人数の制限、手指消毒、3密回避など対策を引き続き実施します。